

神崎市合併20周年記念提案型事業補助金交付要綱

令和8年3月24日
要綱 第18号

(趣旨)

第1条 この要綱は、神崎市合併20周年記念事業の提案型事業として、自主的に企画及び運営をする事業に対し、予算の範囲内において神崎市合併20周年記念提案型事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、神崎市補助金等交付規則（平成18年神崎市規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する団体とする。

- (1) 5人以上の構成員を有していること
- (2) 代表者が市内在住であり、かつ、構成員の過半数が市内に在住又は通勤若しくは通学していること
- (3) 市内在住の構成員が市税を滞納していないこと
- (4) 政治活動、宗教的活動を主たる目的としないこと
- (5) 構成員が暴力団及び暴力団員等ではないこと
- (6) 未成年のみで団体を構成する場合にあっては、保護者又は学校の職員等が参画していること

(補助対象事業)

第3条 補助対象者の補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する事業とする。

- (1) 募集テーマ（別表）に沿って取り組む事業
- (2) 合併20周年を記念し、新規に実施する事業
- (3) 合併20周年を広く周知し、かつ、市の魅力を内外に発信する事業
- (4) 市内外の者が広く参加することができる事業
- (5) 補助対象団体が自主的に企画及び運営する事業
- (6) 令和9年3月31日までを実施期間とする事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は、補助対象から除くものとする。

- (1) 当該年度において、国及び県の補助金並びに市の補助金を受けている事業
- (2) 法令又は公序良俗に反する事業
- (3) 政治、宗教又は思想的活動を目的とする事業
- (4) 特定の個人、団体、企業等の営利又は宣伝を目的とする事業
- (5) 反社会的な活動を行う団体と関係がある事業
- (6) 前各号に掲げるほか、市長が不適切と認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する補助対象事業に要する経費から、次の経費を除いたものとする。

- (1) 食糧費
- (2) 備品購入費
- (3) 補助対象団体構成員の日当等の人件費
- (4) 交際費、慶弔費
- (5) 前各号に掲げるほか、市長が不適切と認めるもの
（補助金の額）

第5条 補助金の額は補助対象経費とし、その限度額は40万円とする。

2 補助金の交付の回数は、同一団体に対し1回とする。

3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、交付申請書（様式第1号）により申請するものとし、その提出期限は、市長が別に定めるものとする。

（補助対象事業の選考）

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、別に設置する神埼市合併20周年記念提案型事業補助金審査会において審査するものとする。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の審査の結果を受け、採択する事業の可否を決定し、補助金交付を適当と認めたときは交付決定通知書（様式第2号）により、不適当と認めたときは不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の変更及び中止）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業内容の変更により補助金の額に変更を及ぼすとき又は補助対象事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更申請書（様式第4号）又は中止（廃止）承認申請書（様式第5号）により、あらかじめ市長に申請し承認を受けなければならない。

（補助金の実績報告）

第10条 交付決定者は、当該年度における補助対象活動の事業が完了したときは、事業完了後30日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第6号）により市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該書類を審査し、補助金の額を確定し、確定通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知しなければならない。

（補助金の交付請求）

- 第12条 交付決定者が補助金の交付を請求するときは、前条に規定する補助金の額の確定後に交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業の目的を達成するため必要があるときは、第8条の規定により交付決定した額以内において、補助金を概算払することができる。
- 3 交付決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金の交付決定後に交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。
- 4 概算払により交付した補助金の額と補助金の変更等の額とに過不足を生じたときは、速やかにこれを精算するものとする。
（補助金交付決定の取消等）

- 第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
- (1) 補助金を交付の目的以外に使用したとき
 (2) 補助金を受けることについて不正の行為があったとき
 (3) 申請の内容と事実が著しく異なったとき
 (4) その他法令等に違反する等、補助することが不相当と認められる事実があったとき
 (その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

募集テーマ（20周年記念事業基本理念）

I：市の魅力や強みを再認識かつ追求し、シビックプライドの醸成につながる事業
II：市のさらなる賑わいや活力の創出に向けて市民等が主体となって取り組む事業
III：次の世代につながる持続可能なまちづくりを推進する事業

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

神埼市長 様

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

印

神埼市合併20周年記念提案型事業補助金交付申請書

神埼市合併20周年記念提案型事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業等の名称

2 補助事業等の目的及び内容

3 補助事業等の経費所要額 円

4 交付申請額 円

5 補助事業等の実施予定年月日 年 月 日～ 年 月 日

6 添付書類

- ・事業計画書(別紙1)
- ・収支予算書(別紙2)
- ・申請団体の概要(別紙3)
- ・構成員名簿(別紙4)
- その他関係資料

(別紙1)

事業計画書

1 事業の趣旨・目的

【 募集テーマ I・II・III 】 (該当するものに○をつけてください)

2 事業の対象者

3 事業の内容

- (1) 実施予定年月日 年 月 日 ～ 年 月 日
- (2) 実施場所
- (3) 実施内容

4 事業の期待できる効果

5 事業開始までのスケジュール及び広報計画

6 事業の経費の配分

(単位:円)

事業内容	総事業費	財源			備考
		市補助金	その他	自己資金	

(別紙2)

収支予算書

1 収入の部

(単位:円)

区分	予算額	備考
計		

2 支出の部

(単位:円)

区分	予算額	備考
計		

(別紙3)

申請団体の概要

団 体 名		代表者	
所 在 地			
設立年月日	年 月	構成員数	人
主な活動実績			
担当者連絡先	担当者 (役職) 住所 〒 電話 () FAX () E-mail		

※ 団体の規約その他の団体の資料があれば、添付してください。

(別紙4)

構成員名簿

団体名 _____

	役職	名前	住所	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※市外在住の方で市内に通勤・通学されている方については、備考欄にその旨を記載してください。(その場合、住所の記載は町名までで結構です。)

様式第2号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

神埼市長

印

神埼市合併20周年記念提案型事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金等の交付については、下記のとおり決定したので、神埼市合併20周年記念提案型事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 補助事業等の名称

2 交付決定額 円

3 交付条件

様式第3号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

神埼市長

印

神埼市合併20周年記念提案型事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった事業について、次の理由により補助金の交付はできませんので通知します。

<理由>

様式第4号(第9条関係)

年 月 日

神埼市長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者名

印

神埼市合併20周年記念提案型事業補助金変更申請書

神埼市合併20周年記念提案型事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助事業等の変更の理由及び内容
- 3 補助事業等の変更後の経費所要額 円
- 4 変更後の交付申請額 円
- 5 添付書類
 - ・補助金交付申請書の様式に準ずる。

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

神埼市長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者名

印

神埼市合併20周年記念提案型事業補助金中止(廃止)承認申請書

神埼市合併20周年記念提案型事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記の理由により事業の中止(廃止)をしたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助事業等の中止(廃止)の理由

様式第6号(第10条関係)

年 月 日

神埼市長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者名

印

神埼市合併20周年記念提案型事業補助金実績報告書

神埼市合併20周年記念提案型事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助事業等の成果及び内容
- 3 補助事業等の経費精算額 円
- 4 補助金等の交付決定額 円
- 5 補助金等の既交付額 円
- 6 補助事業等の実施年月日 年 月 日 ～ 年 月 日
- 7 添付書類
 - ・補助金等交付申請書の様式に準じて報告する。

様式第7号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

神埼市長

印

神埼市合併20周年記念提案型事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった神埼市合併20周年記念提案型事業補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので、神埼市合併20周年記念提案型事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助金等の確定額 円
- 3 補助金等の交付決定額 円
- 4 補助金等の既交付額 円

様式第8号(第12条関係)

年 月 日

神埼市長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者名 印

神埼市合併20周年記念提案型事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定のあった神埼市合併20周年記念提案型事業補助金として、下記金額を交付されるよう神埼市合併20周年記念提案型事業補助金交付要綱第12条の規定により請求します。

記

請求額 円

(内訳)

交付決定額 円
交付済み額 円
今回請求額 円
残 額 円

振込先

金融機関名	
預金種別	
口座番号	
名義(ふりがな)	